

## 令和8年度呉市会計年度任用職員（特別支援教育相談員） 募集案内

令和8年度から会計年度任用職員として呉市役所本庁舎で勤務していただける方を次のとおり募集します。

### 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日）で任用される非常勤職員です。

### 申込みができない場合

次のいずれかに該当する場合は申込みができません。

【地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合】

- 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 呉市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

また、上記のほか、令和8年12月25日までに施行予定の、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づき、特定性犯罪（別紙参照）に係る犯罪事実の有無について確認を行います。該当する犯罪事実が確認された場合には、任用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【こども性暴力防止法第2条に規定する特定性犯罪事実該当者】

- 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しない人
- 上記の拘禁刑と言い渡す裁判が確定した人のうち執行猶予者であって、裁判が確定した日から起算して10年を経過しない人
- 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した人であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しない人

### 採用までの流れ

1. 「令和8年度 呉市会計年度任用職員（特別支援教育相談員）任用申込書」を呉市教育委員会学校安全課に提出します。（随時）
2. 提出された申込書は、会計年度任用職員台帳に登録されます。
3. 学校安全課において、人材が必要となった場合に、面接等のご連絡をします。
4. 学校安全課において、面接等を行います。具体的な仕事内容や勤務時間、日数などの説明をします。
5. 採用となった場合、会計年度任用職員として任用されます。

#### 【留意事項】

- ・登録していただいても、希望する勤務地や職種の求人がない等の理由により、登録期間中に連絡がない場合があります。
- ・業務内容や勤務条件などが、ご希望のものと異なる場合があります。
- ・この台帳登録者の中から選考するほか、別途、ハローワーク等により直接募集することもあります。

## 申込方法

別紙の「令和8年度 呉市会計年度任用職員（特別支援教育相談員）任用申込書」を呉市教育委員会学校安全課に提出してください。郵送でも、直接持参でも結構です。募集期間はなく随時募集を受け付けています。

提出先：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市教育委員会 学校安全課（呉市役所8階）  
電話：当該募集案内や具体的な業務のこと 学校安全課 0823-25-3456（直通）  
会計年度任用職員など制度全般のこと 教育総務課 0823-25-3483（直通）

## 勤務条件等

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
募集職種	特別支援教育相談員（特別支援教育の推進の補助）
必要資格	・教育職員免許法による免許状を所有する人（原則）
報酬	・月 額：約19万円 ・期末・勤勉手当：年間約90万円（初年度は約58万円） ・年 収：約322万円（初年度は約291万円） ※令和8年4月1日から1年間勤務した場合の金額です。 ※本市職員としての経験に応じて、加算があります。 ※一定の要件を満たす場合、通勤手当があります。 ※報酬、期末・勤勉手当等は令和8年4月現在のものであり、常勤職員の給与改正に伴い改定する場合があります。
勤務時間	・月曜日から金曜日までの週4日、1日7時間15分（休憩を除く。） ・勤務時間：8時30分から16時45分まで（休憩時間：12時から13時）
休日	・原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日） ・勤務が割り振られない日
休暇	・年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）
勤務地	・呉市役所本庁舎
任用期間	・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合は再度任用することがあります。
試用期間	・1カ月（再度の任用の場合も同様）
福利厚生	・健康保険（市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等 ※一定の要件を満たす場合に加入します。
服 務	・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適用されますが、服務の規定のうち、営利企業への従事（兼業）の制限は適用されません。ただし、次のいずれかに該当する場合には兼業をすることができません。 (1) 兼業先との所定勤務時間の合計が1日8時間又は週40時間を超える場合 (2) 本市の他課（子ども支援課など）との兼業の場合、所定勤務時間の合計が1日7時間45分又は週38時間45分を超える場合 (3) その他兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

## その他

- 職員台帳への登録完了については、特にお知らせいたしませんので、ご了承ください。
- 台帳登録の有効期間は申込日から任用の対象となる年度の末日（3月31日）となります（令和8年度の申込みの場合は、令和9年3月31日が有効期間となります。）。
- ご提出いただいた登録用紙は、個人情報として厳正に取り扱います。  
※申請後の申込書については、返却いたしませんので、ご了承ください。

